

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 HACCP 制度化普及推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 12,220 千円(前年度予算額： 5,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
要求額	12,220	0	0	7,220	0	0	0	0	5,000
決定額	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

これまでは HACCP は事業者が任意で取り組む衛生管理手法であったが、改正食品衛生法が令和2年6月1日に施行され、非許可業種を含め全ての食品等事業者を対象に HACCP に沿った衛生管理が制度化された。(令和3年6月1日完全施行)

業態・事業規模により衛生上の重要な管理点の設定や管理の方法が異なるため、食品等事業者は自ら HACCP プランの作成又は衛生管理計画(弾力的な運用)を作成しなければならない。

弾力的な運用が認められる事業者においては、各事業者団体が作成し、厚生労働省が認めた手引書に従って HACCP 導入を進めるが、手引き書が多岐にわたり、その指導助言には業種ごとの知識と理解が必要であるため、行政職員がこれを全て網羅し対応することは困難である。

(2) 事業内容

HACCP 導入の制度化の完全施行(令和3年6月1日)に向け、事業者自らが厚生労働省監修の手引書を活用し、衛生管理計画を作成、営業施設で運用ができるよう事業者支援を行うとともに、施行後は、事業者の導入状況に依

じた助言・指導を行う。

【飲食店営業に対するフォローアップ】

○飲食店 HACCP 研修委託費（4,504 千円、前年度 2,287 千円）〔委託先：岐阜県食品衛生協会〕

- ・ HACCP 導入状況調査の結果を鑑み、各施設の導入状況を確認し、衛生管理計画の作成を目的とした演習形式の研修会開催を委託する。

- ・ 22 会場 定員 100 名/回

○未導入調査・個別訪問による支援委託費（5,388 千円、前年度 0 千円）

- ・ 未導入施設に食品衛生協会の食品衛生指導員が出向き、衛生管理計画の作成について助言

- ・ 困難な施設についてリストアップし報告（報告のあった施設は保健所が個別にフォローアップ）

【製造・加工業等に対するフォローアップ】

○製造・加工業等研修会（2,328 千円、前年度 0 千円）

- ・ 未導入施設に対して、専門講師による衛生管理計画の作成を目的とした研修会を開催する。（20 回）

- ・ 未導入施設に対して、保健所が個別訪問を行い、衛生管理計画の作成について支援を行う。

（3）県負担・補助率の考え方

食品等事業者への HACCP 導入支援は県の責務であることから県が全額負担

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託費	9,892	飲食店 HACCP 研修委託費 導入状況調査・個別訪問支援委託費
報償費	1,000	専門講師
旅費	668	専門講師への費用弁償
消耗品費	140	文具、用紙等
役務費	168	
賃借料	352	会場賃借料
合計	12,220	

決定額の考え方

事業内容を精査し所要額を計上します。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

事業者が個々の自主衛生管理体制を確立し、HACCPを導入できるように研修会を充実させる。また、導入に取り組んでいる事業所のうち、導入が不十分な事業所に対し、フォローアップを行う。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
飲食店 HACCP 研修会の開催		(H)	(H)	11 回 (R1)	5 回 (R3)	
HACCP 出前講座		(H)	(H)	(H)	20 回 (R3)	
HACCP 導入済みステッカーの配布		(H)	(H)	(H)	20,000 枚 (R3)	
HACCP 制度化フォローアップ事業		(H)	(H)	(H)	3,500 施設 (R3)	

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

飲食店 HACCP 研修会 （R1：11 回、338 人 R2：13 回、344 人 11 月 24 日時点）

HACCP 出前講座 （R2：3 回、37 人 11 月 24 日時点）

ステッカー配布数 （R2：209 枚 10 月末時点）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

飲食店及びその他の食品製造施設等に対し、HACCP 導入支援のための研修会及び出前講座を行った。HACCP 制度等に関する講義の他、一般衛生管理及

び衛生管理計画の作成の演習を行い、各事業者の事業規模や内容に応じた導入支援を行った。

また、HACCP 導入店ステッカーの配布により各事業者の HACCP 導入状況を把握するとともに、フォローアップが必要な事業者を把握した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価)	食品等事業者のHACCP導入支援、事業者団体の取組み支援は県の責務であり、関与は妥当。 ○ 食品衛生法改正により制度化されたHACCP導入は令和3年度6月に完全施行となり、食品等事業者への指導や支援は不可欠である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価)	○ 導入が必要な対象施設は推計5万に上り、多方面からの支援が必要な状況にある。多くの事業者を支援するためには、演習形式の研修会は効率的かつ実用的である。 また、各事業者の導入状況を個別に評価するためには、1施設ごとに保健所が確認を行ったうえでのステッカーの交付が効率的であり、把握した導入状況に応じた個別のフォローアップにつなげることができる。

(今後の課題)

新規事業者へのHACCP導入支援は、完全施行以降（令和3年6月～）も必要とされる。対象事業者数は減少するが、一定の支援事業は継続する必要がある。

(次年度の方向性)

新規事業者への対応とともに、H A C C P 導入が不十分な施設等に対し、フォローアップが必要。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	